

## 入札監理小委員会における審議結果報告 「実験動物飼育管理業務」

国立研究開発法人理化学研究所の実験動物飼育管理業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業の概要

##### ○ 事業概要

本業務は、国立研究開発法人理化学研究所生命医科学研究センター（以下「センター」という。）の研究活動に必須である実験動物飼育施設における実験動物施設管理業務、給餌、排泄物の処理等の実験動物飼育及び動物の健康管理業務、動物実験補助作業、飼育器材等の洗浄管理業務等を実施するものである。

令和元年度に事業選定された事業であり、市場化テストは2回目。

第1期：令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間

##### ○ 実施施設

国立研究開発法人理化学研究所生命医科学研究センター内  
（神奈川県横浜市鶴見区末広町1-7-22）

北研究棟7階、1階、南研究棟1階

##### ○ 事業期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間（第2期目）

##### ○ 事業の目的

センターは、ゲノムを解析して機能・疾患を理解するゲノム機能医科学研究、ヒト免疫系による恒常性維持・破綻のプロセスを解明するヒト免疫医科学研究、ヒトの環境応答についてデータ収集・計測・モデリングを行う疾患システムズ医科学研究、さらにこれらを融合したヒト免疫システムの解明から個別化がん治療等への応用を目指す免疫基盤研究を実施している。本事業は、各研究に必要とされる実験動物につき飼育管理等を実施し適切に管理することを目的とする。

#### (2) 選定の経緯

本事業は、一般競争入札（最低価格落札方式）で実施してきたところ、1者応札が継続しており競争性に課題が認められたため、公共サービス改革基本方針（令和元年7月9日閣議決定）別表において、新規事業として選定された。

## 2. 事業の評価を踏まえた対応について

評価時に競争性の確保において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難と評価されていたところ、論点と対応結果は、以下の通り。

### 【論点1】

技術者確保に必要な日数を確保する等の課題について、更に入札時期の前倒し等を検討

### 【対応1】

前回應札を見送った事業者に対するヒアリングの結果により、下記の対応を行い、開札後の準備期間を従前の70日から半年（184日）程度確保することにより、参入障壁を下げた。

○入札公告開始時期：従前の11月中旬から7月上旬と前倒し（要項P19）

○入札公告期間：従前の41日から55日に延長

（入札説明会参加者ヒアリング（令和元年12月））

・求められる人数規模が大きいため、開札（落札）が開始日の遅くとも半年以上前でないとなれば人の配置を調整したり、必要な技術のトレーニングをしたりするのが難しい。

### 【論点2】

事業分割に限らず、業務全体で参入障壁を下げる取り組みについて、何ができるか検討

### 【対応2】

小委員会の場で、理化学研究所が「分割ありきで検討というよりは、全体の中でどういう形のことのできるのか検討していく」と発言した点については、下記が検討結果となります。

事業分割については、「①建物ごと（北研究棟7F、1F、南研究棟1F）での分割」「②業務ごと（一般/特殊飼育作業、洗浄作業）での分割」の検討を行ったが、小規模事業者の参入が見込める可能性があるものの、業務全体としての工数が増えるため人員拡充が必要となり経費増加、業務が分割されることにより理化学研究所の研究者の時間コストの増加、汚染事故の発生が高くなるなどデメリットが多いため、断念した。

そこで、業務全体としての検討としては、下記の点を変更することにより参入障壁を下げた。

○実施状況、施設の状況の開示について、「現在の人数配置」「従事人員」を追加開示した。

・新規参入者が業務規模等を予測することにより参入を促進するため、従前の飼育概要、飼育ゲージ数の開示、各業務の業務頻度及び経費、人員等の開示に加え、「現在の人数配置」「従事人員」について詳細に開示を実施した。（要項 P40、58）

### 【論点3】

「専門性を要する事業であるため公募前の丁寧なマーケットリサーチ、応札可能性のある事業者との意見交換、条件の調達が必要」と言う委員意見への検討

### 【対応3】

応札可能性のある事業者については、従前から当該施設の飼育管理を行える業者（応札可能と考えられる業者）として、理化学研究所の他の事業所で動物飼育の実績がある事業者もしくは、関東近郊に拠点があり100名以上のスタッフを抱えている事業者を5者抽出していた。

更に、新たな事業者の抽出を検討して「実験施設がありマウスを利用していると考えられる29施設」にヒアリングを行ったが、理化学研究所のビニールアイソレーターの事業規模と比較して規模が小さく、これらの施設において理化学研究所と同規模の業務委託を行っている施設はなかった。また、実際に業務委託をしている施設の契約相手先もほとんどが上記事業者だった。念のため「人数規模が小さい企業」「拠点が関東以外にある企業」にもヒアリングを行ったが、リソース（人材確保）の問題、事業規模、範囲を拡大する予定がない旨の結果となった。

以上の追加ヒアリングより、実験動物飼育技術者について、従前から抽出していた5者のうち3者と再度ヒアリングを実施し、理化学研究所において意見をとりまとめ、検討し、変更した点は下記の通りである。

- ・希望に応じて開札後に理化学研究所の施設を使った研修が事業受託前に可能であることを追加した。具体的には、業務受託者に関する留意事項などに「事前研修」項目を新設し「新規受託者が希望する場合、契約期間開始前に研究所の施設で従事者の研修を行うことが可能である。」を追記した（要項P16、19、45）

- ・別添資料2「全ての実験動物飼育技術者が満たすべき技術基準」の要件「無麻酔、非鎮静下での頸椎脱臼（安楽死措置）」は現在主流な技術ではないというヒアリング結果を受けて、理化学研究所内で検討したところ、麻酔無しでの頸椎脱臼が現在では推奨されない方向にあるため、削除しても業務に支障がないことを確認し、削除した。（要項P47）

- ・「I 実験動物飼育責任者・実験動物飼育技術者の技術水準」に記載のある「新鮮胚及び凍結融解胚をもちい、卵管移植による産仔の作出経験のある者2名以上」について、理化学研究所内で検討したところ、「1名以上」でも業務上支障がないことを確認し、変更した。（要項P35、48）

（入札説明会参加者ヒアリング（令和3年4月））

- ・「現在、弊社にもビニールアイソレーターの従事者はいるが、事前研修（約6ヶ月程度）を行っていただくと大変助かる。」

- ・「無麻酔、非鎮静下での頸椎脱臼（安楽死措置）は現在主流な技術ではなく、弊社管理の他事業所におきましては、マウスの頸椎脱臼は一部の事業所を除き、必要な場合は、基本的には研究員の方が行っていますので、仕様から削除していただければ、他の飼育管理により専念できると思います。」

（大学、公的研究所、民間企業へヒアリング（令和3年5月））

- ・ビニールアイソレーターの業務を外注しているケースは4施設と少なく、外注している場合でも4名程度と小規模であった。
- ・関東以外の業者の状況も確認したが、関東への進出は難しい様子であった。

### 3. その他の変更について

#### ○コロナ対策の追記（要項 P45）

令和2年12月に官民競争入札等監理委員会から発出された「市場化テスト事業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する実施府省等の対応等について」の対応について、理化学研究所内で検討したところ、仕様書に「研究所の新型コロナウイルス感染防止マニュアルに沿った行動を行うこと。」を追記した。

#### ○実施期間の変更（要項 P17、42）

実施期間について、理化学研究所の「中長期計画」が残り3年であるため、現行通り2年間とすると次々期の契約期間が1年になってしまうことから、契約期間を2年間から3年間へ変更した。（契約期間1年となると、新規参入は難しいと考えたため。）

なお、本件は、一般的な施設管理ではなく、研究業務に直結するものであるため、「中長期計画」を超える実施期間の検討はできない。

#### ○確保されるべきサービスの質の追加（要項 P12）

確保されるべきサービスの質について、本業務の分割の可能性や人員配置について改めて検証した結果、「汚染事故」の防止が極めて重要であることを再認識したため、確保されるべきサービスの質に「受託者の重過失による汚染事故がないこと」を追記した。

#### ○「プラチナえるぼし」の創設に伴う追加（要項 P30）

総合評価の評価項目に「プラチナえるぼし」を追記した。

### 4. 実施要項（案）の審議結果について

委員から実施要項（案）の修正を伴う特段の意見はなかった。

5. パブリックコメントの対応について

令和3年5月17日～5月31日までパブリックコメントを実施したが、寄せられた意見等はなかった。

以上